

なごやめし支店取引規定

2025 年 1 月 1 日現在

本規定は、お客さまとあいち銀行なごやめし支店(以下、「当店」といいます。)との間で、第 1 条に規定する取引を行う場合の取り扱いを定めたものです。 本店と取引を行う場合は、下記条項のほか、本規定第 19 条に定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取り扱います。

第 1 条. 本店との取引範囲

1. お客さまは、本規定に基づき総合口座を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。本店の取引では通帳・証書は発行いたしません。なお、取扱商品については、当行ホームページに掲載します。
 - (1) 普通預金取引
 - (2) 定期預金取引
 - (3) その他当行所定の取引
2. 前項各号の取引は別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。
3. 旧中京銀行で開設した本店の総合口座は、当座貸越ができません。ただし、あいち銀行で開設した総合口座は、当座貸越ができます。

第 2 条. 取引の開始

1. 本店と取引が行えるお客さまは、日本国内に居住する個人の方に限らせていただきます。本店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。
2. 本店と取引開始に際して開設される総合口座は、お客さま一人につき 1 口座とします。口座開設にあたっての本人確認は当行所定の手続きによります。
3. 本店の取引開始に際しては、ICキャッシュカードを発行します。
4. 本店の取引開始に際しては、お客さまは原則、スマートフォン向けアプリケーション「あいぎんアプリ」、個人向けインターネットバンキング「あいぎんAiダイレクト」を別途契約するものとします。
5. 第 1 条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、お客さまのスマートフォン等を使用し、当行所定の方法でお申し込みになり、当行がこれを受付し、承認した場合に開始できるものとします。
6. 本店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより、本店と取引を開始することはできません。また、本店の取引を本店以外の取引に変更することはできません。

第 3 条. 印章の届け出について

1. 本店と取引を開始する際に、印章の届け出は行いません。総合口座開設後、改めて当行所定の手続きを行うことにより印章の届け出を行うことができます。印章はお客さまお一人につき 1 つのみお届けいただくものとし、本店における取引において共通とします。
2. 印章の届け出を受付する際、当行は所定の方法により本人確認等を行います。
3. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 4 条. 本店との取引方法

1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で本店と取引を行うことができます。なお、原則として、本店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
 - (1) あいぎんアプリ・あいぎんAiダイレクトによる取引
 - (2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機、現金自動支払機を含む)による取引
 - (3) その他当行が定めた方法による取引
2. 本店で取り扱う商品・業務等の取引方法については別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取り扱われるものとします。

第 5 条. 個人情報の取扱い

1. 当行は、お客さまの個人情報を当行ウェブサイトに掲載している個人情報の取扱方針のとおり関係法令を遵守

して適切に取り扱います。

2. 当店との取引に際して、お客さまから得た個人情報は、当行ウェブサイトに掲載している当行所定の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。当行とお取引を開始するにあたっては、必ず、当該利用目的をご確認ください。

第6条. 現金自動預入払出兼用機の故障や通信機器およびコンピュータ等の障害時の取り扱い

1. 停電・故障等により当行の現金自動預入払出兼用機による取り扱いができない場合および通信機器・回線等の障害等により、あいぎんアプリ・あいぎん Ai ダイレクトによる取引ができない場合には、当行本支店窓口において、窓口営業の時間内に限り、当行所定の方法で預金を払戻し・預入れ等を受付ます。
2. 前項の理由によりあいぎんアプリ・あいぎん Ai ダイレクトおよび当行現金自動預入払出兼用機による取引ができない場合に、当店のサービスの取り扱い遅延、不能等があっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第7条. 証券類の受入の禁止等

当店は、手形、当座小切手等の発行および受入はいたしません。

第8条. 通帳・証書・お取引明細書の扱い

1. 当店では、通帳、証書の発行はいたしません。
2. 取引残高または取引明細は、あいぎんアプリ・あいぎん Ai ダイレクトの照会サービスを利用してお客さまご自身がお取引の都度、または一定期間毎に確認するものとします。
3. 書面による取引明細および残高証明書を必要とされる場合は、当行所定の方法による手続きが必要となります。なお、取引明細および残高証明書の発行にあたっては、当行所定の手数料を支払うものとします。

第9条. 代理人カードの取扱い

普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

第10条. マル優の取扱い

当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いをいたしません。

第11条. 諸手数料

1. 残高証明書発行手数料ほかその他の諸手数料は、総合口座の普通預金口座から払戻請求書等なしに引き落とすものとします。
2. 当行が当店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行所定のウェブサイトに掲載することにより告知します。

第12条. 通知および告知方法

1. 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行所定のウェブサイトへの掲載、電子メールの送信、届出住所への郵送またはその他の方法いずれかにより行います。
2. 当行がお客さまの届出の電子メールアドレス、住所等に送付した各種通知・告知・送付物について、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
また、当行がお客さまの届出の電子メールアドレス、住所等に送付した各種通知・告知・送付物が未着として当行に返戻された場合、当行は各種通知・告知・送付物のご案内を中止し、当店取引の全部または一部を制限できるものとします。
これらの取扱いによってお客さまに生じた損害について当行は一切の責任を負いませんし、返戻された送付物に関して、当行は保管責任を負いません。

第13条. 商品・サービス等の変更

当行は、当店で取り扱う商品・サービス等を改定もしくは新設する場合には、原則として改定内容もしくは新設内容を当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、新設・変更できるものとします。

第14条. 届出事項の変更等

1. 印章、名称、住所、電話番号、メールアドレス等の届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、届出てください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。
2. お客さまが当行に届出た住所またはメールアドレスが、お客さまの責に帰すべき事由によりお客さま以外の方の住所またはメールアドレスになったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 届出の住所・氏名やメールアドレス等あてに通知・送付した書類、連絡が未着・不通となった場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。
4. 当店以外の当行本支店にもお取引があるお客さまは、別途当行本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。

第15条. 成年後見人等の取り扱い

1. 成年後見人制度の利用者（保佐・補助等を含む）は当店で取引できません。
2. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出ください。届出後に解約の手続きをさせていただきます。
3. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人および任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出ください。届出後に解約の手続きをさせていただきます。
4. 前2項の届出前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

第16条. 支店取引の解約等

1. 総合口座を解約する場合には、同時に当店のその他全ての取引を解約するものとし、当店所定の解約請求書に署名して、振込依頼書、ICキャッシュカード、本人確認資料等当行所定の必要書類とともに当店へ提出してください。なお、普通預金口座または定期預金口座のみの解約はできません。あいぎんアプリ・あいぎんAiダイレクトの代表口座となっている場合は、書面による届出をしていただくことなく、あいぎんアプリ・あいぎんAiダイレクトも解約扱いとさせていただきます。
2. 本店との取引を解約する場合において、お客さまへの返還金がある際は、お客さまが指定する金融機関の口座へ所定の手数料を差し引いたうえ、振り込むものとします。ただし、口座残高が振込手数料未満で相応の期間、入金がない場合は、当店は解約を行わずに、お客さまから送付された書類を返却します。なお、当店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。また、お客さまに対する貸出金、貸越元利金、未収手数料等がある場合は、各商品の関連規定に従い相殺するものとします。

第17条. 免責事項

次の事由により当店のサービスの取り扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

1. 災害・事変等当行の責めに帰すことができない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合。
2. 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合。（当行および金融機関の共同システム運営体が相当のシステム安全対策を講じていた場合に限り、当行は責めを負わないものとします。また当行が責めを負う場合であっても、当行に故意または重過失がない限り、当行の責任はお客さまから受領したサービス料の金額を上限とします。）
3. 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合。
4. 申込書類等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故等があった場合。
5. お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合。

第18条. 譲渡・質入れ等の禁止

当店の取引に基づくお客さまの権利および預金等の譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

第19条. 規定の準用

1. 本店との取引において、本規定に定めのない事項については、「あいぎんアプリご利用規定」、「あいぎんAiダ

イレクトご利用規定」、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「あいぎんキャッシュカード規定」「あいぎん IC
キャッシュカード特約」、「あいぎん振込規定」、「無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約」をはじめ、各
種預金規定など当行が定める全ての規定等により取り扱います。

2. 本規定と他の定めが異なるときは、本規定が優先します。
3. 個別の規定が必要な場合は、当店宛てに請求してください。

第20条. 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当
行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第21条. 準拠法・合意管轄

この契約の契約準拠法は日本法とします。この契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所
を管轄裁判所とします。

以 上